

令和2年度埼玉県中小企業等外国出願 支援事業〈国補助事業〉補助金のご案内

特許・実用新案・意匠・商標・冒認対策商標の外国出願費用を一部補助します

公益財団法人埼玉県産業振興公社では、優れた技術等を有する県内中小企業等の海外事業展開を支援するため、特許等の外国出願等に伴う費用を一部補助します。

利用を検討される中小企業等の皆様は、下記の募集概要及び公社ホームページに掲載しました公募要項 (https://www.saitama-j.or.jp/chizai/r02_gaikoku/)にて詳細をご確認のうえご応募ください。右記QRコードからもアクセス可能です。



○募集概要

対象出願	特許	実用新案	意匠	商標	冒認対策商標
補助額	150万円	60万円	60万円	60万円	30万円
の上限	上記1出願に対する各補助額の上限内で複数出願を合算して最大300万円まで				
補助率	補助対象経費総額の2分の1以内				
補助対象経費	外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用【交付決定日〔7月下旬(予定)〕「以降」に発生した費用のみが対象】				
対象者	県内に本社または事業所を有する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ ※みなし大企業は除きます。 ※地域団体商標に係る外国出願に限り、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人(特定非営利活動法人)も対象とします。				
対象範囲	複数出願及び複数国の補助申請が可能				

<その他の主な条件>

- 申込み時点で日本国特許庁に既に出願等を行っており、外国出願の基礎とする国内出願と、予定している外国出願の出願人名義が、同一の申請者である出願
- 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があり、外国で特許権等権利が成立した場合、その権利を活用した事業展開を具体的に計画していること。
- 先行調査等から見て、外国での権利取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- 交付決定された場合、事業実施期間中及び事業終了後(原則5年間)、外国特許庁への出願査定状況の報告やフォローアップ調査への回答を行うこと。

<主なスケジュール>

- 公募期間 令和2年 5月14日(木)～6月19日(金) 【郵送必着】※持参不可
- 書類審査 令和2年 7月中旬(予定)
- 交付決定 令和2年 7月下旬(予定)
- 外国出願締切 令和2年 12月末日まで
- 実績報告提出 令和3年 1月末日まで
- 補助金交付 令和3年 3月末日まで

問合せ：公益財団法人埼玉県産業振興公社 新産業振興部産学・知財支援グループ 高橋・関根
〒330-8669 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階
TEL：048-621-7050 Email：chizai@saitama-j.or.jp